

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

291

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

計量法に基づく水道メーターの検定有効期間の見直し

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

水道事業のDX化に伴うスマートメーターの導入促進に向けた水道メーターの検定有効期間の見直し

具体的な支障事例

【背景】

人口減少に伴い、料金収入の低下や労働力人口の減少が見込まれる中、水道事業運営の仕組みを抜本的に見直し、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進することが求められている。なかでもDX推進の柱となるスマートメーターの導入は、検針費用の削減や水道施設整備の効率化に大きく期待できる取組である。

東京都ではデジタル技術の導入によるお客さまサービスの向上や業務の効率化・最適化を目指し、令和4年から令和6年までに約13万個のスマートメーターの先行導入を計画策定している。

先行導入に当たっては、スマートメーターの購入費用が課題となっており、コスト低減の促進が不可欠である。そこで、将来を見据えた更なるスマートメーター導入の取組を加速させるためには、導入コストに多大な影響を与えている水道メーターの検定有効期間の見直しが急務である。

【支障内容】

検定有効期間の妥当性については、平成12年度の計量行政審議会において審議され、現行の8年を維持するとの判断が示された。しかし、審議当時のメーターに比して計量精度の向上等を踏まえた新基準水道メーターへの切り替えが完了した現在においても、検定有効期間は見直されていない。

また、スマートメーターには、電磁式を含む先進的な計測方式の導入も想定されており、審議当時のメーターとは計測方式が異なるにも関わらず、同一の検定有効期間が適用されてしまう。

【措置内容】

適正な検定有効期間の検討及び電磁式等の普及を見据えた計測方式別の検定有効期間を設定する必要があると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

機械式メーターの検定有効期間の延長と電磁式メーター等の検定有効期間の新規設定を行うことにより、将来を見据えたスマートメーター導入を加速することができ、お客さまサービスの更なる向上や水道事業運営に係るDXの推進が可能となる。

根拠法令等

計量法第72条、計量法施行令第18条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、ひたちなか市、所沢市、川崎市、横須賀市、浜松市、名古屋市、豊橋市、大阪市、兵庫県、熊本市、大分県

○水道メーターは、技術の進歩により長期の使用に対する支障はほとんど見られないと考えられる。メーターの耐久性等の検証を行い検定の見直しについて再度検討をお願いしたい。今後スマートメーターの導入に向けて検討する上で、メーターの購入・交換費用等が大きな負担となることが課題である。検定有効期間の見直しが行われれば導入コストの低減等につながりスマートメーター導入の促進につながると考えられる。

○スマートメーターに限らず、すべてのメーターで JIS 基準の導入により計量精度が向上している状況にある。JIS 基準の導入後8年以上が経過し、すべてのメーターが新基準メーター設置済の状況であるにもかかわらず、検定満期は8年と変化のない状況である。さらに、スマートメーターは検針員不足、難検針や誤検針の解消など水道事業の課題解決が期待されており、そのために普及促進が急がれている。以上により計量技術が向上した現状や、スマートメーター普及促進を図るため、全てのメーターで計量法の検定満期8年を延長し、維持管理コストの低減を実現して欲しい。

○当市では中山間地域を中心に携帯電話等の不感地域が存在しており、全市的な普及によるデータ通信の安定的なサービス提供が課題となっている。本提案にある検定有効期間の見直しは、導入・運用コストの低減に大きく効果が得られるものであることから、引き続き検討が必要と考えている。

○平成 30 年度に新基準水道メーターへの移行が完了していることから、改めて適正な検定有効期間の検討及び電磁式等の普及を見据えた計測方式の検定有効期間を設定する必要がある。また、当市においても、適正かつより効率的な料金収入業務の執行及びお客様の利便性向上を目的に、水道スマートメーターの導入について検討を行っておりますが、導入コスト高が課題の一つとなっている。機械式メーターの検定有効期間の延長と電磁式メーター等の検定有効期間の新規設定を行うことは、この課題の解決に資すると考える。

各府省からの第 1 次回答

計量法では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものを「特定計量器」とし、適正な計量を実施するために技術基準を省令で規定している。その特定計量器の中で、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものは、個別に検定有効期間が定められている。この検定有効期間は、特定計量器ごとに部品の故障率、劣化具合などのデータや使用実態等を総合的に考慮し、計量性能の維持という観点から政令で定められているもので、水道メーターは、使用に伴い機械的摩耗や水垢の付着等があることから8年と定めている。仮に、検定有効期間を延長するためには、その計量性能の維持という観点から確保できることを技術的に検証する必要がある。この検証には、有効期間である8年を超えて実際に使用された水道メーターの計量性能を確認しなければならないため、使用済み水道メーターを有する水道事業者やメーカー等からのデータ提供が必須である。なお、前回平成 12 年の検討では水道事業者やメーカー等から提供されたデータを元に検証を行ったところ、8年以上使用した場合の誤差や故障率が大きくなったため、有効期間の延長は難しいとの結論となった。ご提案のとおり、その後平成 23 年から新しい技術基準に基づき製造された水道メーター（以下「新基準水道メーター」）の使用が開始され、現在は有効期間である8年以上が経過し、新基準水道メーターで8年以上使用されたものに関するデータを取得することが可能な状況となっているため、関係者の協力を得ながら、見直しについて検討することは可能。ただし、新基準水道メーター（電磁式メーターを含む）の検証には、電磁式メーターの電子部品の検証など平成 12 年当時の検証項目では対応できない部分がある。そのため、当該検討を進めていく上で、電磁式メーターに代表されるような新たな技術を踏まえた上で、検定有効期間を検証するために必要な条件を検討するための検討会を令和3年度より実施し、水道事業者の参画も得ながら検討を進めているところ。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本都としても、検定有効期間の延長には計量性能維持の観点から技術的な検証が必要であると認識しており、平成 12 年の検討時と同様、使用済み水道メーターに係るデータ提供に当たっては積極的に協力する。ただし、電磁式メーターの電子部品の検証など新たな検証項目も必要と考えており、貴省が主催する検討会において、検定有効期間延長に向けた条件など、技術的な検証に必要なデータをなるべく早期に明確化していただくことを要望する。

また、本提案の趣旨は、水道事業におけるDX推進の柱となるスマートメーターの導入を加速していくため、メーター調達コストの低減を促進するという点である。スマートメーターには、電磁式を含む多様な計測方式の導入

も想定している。スマートメーターのコスト低減は本都としても喫緊の課題と認識しており、電磁式メーター等の検証は従来型のメーターとは異なる検証項目となることを踏まえ、電磁式メーター等の検証を従来型よりも先行して実施することも含めて、早期に検討することを要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】

令和3年度から実施されている検討会の進展により、早期に検定有効期間が見直されることを望む。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

水道メーターの検定有効期間の見直しについては、令和3年度より検討会にて検証方法の検討を進めているところ、電磁式メーター等の新技術を踏まえた検討が必要なため、予断をもって具体的なスケジュールを回答することは困難。しかしながら、可能な限り早期に何らかの方向性を示すべく検討を進めたいと考えている。上記検討の結果、検証方法が明確になった際には、具体的な検証を開始するための水道事業者等からのデータ提供が必須であり、ご協力をお願いしたい。その際、電磁式メーター等の検証用データを従来型より先に提供いただければ、先行して検証することは可能と考えている。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—